

3 提言中の用語について

本提言においては、表記方法を可能な限り統一するとともに、短い言葉で表現するため、言葉の使い方を原則として次のとおり定めて用いた。ただし、同一の意味や類似の意味を持つ別の用語についても、当該表現を用いる方がわかりやすいと思われる箇所等においては適宜用いた。

「がん患者」

がんと診断された者、がん治療を受けている者及びがん治療を終えた者を総称する言葉として用いる。

「就労者」

企業等において、管理職・非管理職、正規・非正規や常勤・非常勤といった区別を問わず就労している者を総称する言葉として用いる。

他に、「従業員」や「労働者」といった言葉があるが、企業等の役員や管理職といった立場の人も包含した表現とするため。

「担当医」

がん患者の診断、入院治療、通院治療に携わる医師の意味で用いる。

一般的には、「主治医」の用語が使われているが、がん治療においては、チーム医療が行われることが多く、診断、入院治療及び通院治療が異なる医師により行われる場合があるため。

「企業等」

「雇用」という形態で人々が働いている組織を広く総称する言葉として用いる。

「人事担当者等」

企業等において人事を担当する者及び経営者や役員等、人事権を持つ者を総称する言葉として用いる。

「産業保健職」

産業医、産業看護職（保健師及び看護師）といった企業等の組織内で産業保健の業務に携わる者を総称する言葉として用いる。